

10/10
日福

介護負担 75歳以上も2割

財務省は九日、財政制度等審議会の分科会に中期的な社会保障改革案を示した。原則一割となっており、介護保険サービス利用者の負担割合を年齢別に段階的に上げ、一割にするよう提案。日常的な診療を担う「かかりつけ医」以外で受診した外来患者に、定額の

財務省が改革案

上乗せ負担を求めるとした。高齢化で膨らみ続ける公費支出を抑える狙いだ。

財務省は今年の骨太方針を具体化する政策として、経済財政諮問会議の専門調査会が検討中の改革工程表に盛り込むよう求めた。ただ、高齢者らの家計を圧迫するとの反対は確実である。

府内の議論の行方は未知数だ。

介護では今年八月、一定の所得がある高齢者の負担割合が一割から二割に上がったが、まず六十五・七十歳を所得にかかわらず引き上げる法案を二〇一七年通常国会までに提出し、その後に七十五歳以上も二割にすべきだとした。

財務省は公費抑制に向けて医療機関の役割分担を明確にしようと、かかりつけ医の普及を推進している。今回の提案で新たな窓口負担は「少額」とすることとされた。

財務省の主な社会保障改革案

介護保険	65~74歳の利用者負担割合を所得によりらず原則2割に	2017年通常国会までに必要な法案提出。(その後に75歳以上の介護利用者負担も2割にアップへ)
	40~64歳は給与水準に応じた保険料負担	
医療	軽度の要介護者が受けける生活援助を原則自己負担に	
共通	「かかりつけ医」以外での受診に定額の上乗せ負担	
	高額療養費制度の高齢者向け特例を縮小	16年末までに制度設計
	マイナンバーを活用し、金融資産の多い人は負担増に	21年にも制度設計